

# 平成 25 年度 第 1 回 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議

## 議 事 の 概 要

\*\*\*\*\*

■日 時 平成 25 年 10 月 22 日 (火) 14:00～15:30

■会 場 市役所本庁舎 2 回会議室

### ■出席委員

麻生昌裕委員、遠藤智恵子委員、川島光行委員、斎藤兼義委員、坂本勉委員、  
清水恵美子委員、高橋美千代委員、田島郁夫委員、中道廣委員、堀松幸雄委員、  
山根勸委員

### ■欠席委員

新見大陸委員

### ■事務局

上野正三市長、塚崎俊典市民環境部長、秋葉聡市民課長、梅木忠市民生活担当主査  
名和知明市民生活担当主事

■傍聴者 0 人

\*\*\*\*\*

### 1 委嘱状の交付

市長から各委員へ委嘱状を交付

### 2 市長挨拶

### 3 推進会議委員の紹介

各委員からの自己紹介

上野市長及び田島委員所用により退席。

### 4 推進会議について

事務局側から、推進会議の設置、委員構成、任期等について説明。

### 5 会長及び副会長の選出

事務局に一任との声から、事務局側からの推薦により、推進会議会長として中道委員  
を、副会長として麻生委員を委員全員の賛成により選出。

会長及び副会長の就任挨拶後、議事を進行。

### 6 議事

以下、会長の進行で議案に基づき協議。

初めに事務局から、北広島市暴力団の排除の推進に関する条例の制定について（資料  
2）、北海道の暴力団情勢、条例制定の必要性、条例制定までのスケジュール、北海道  
及び他市の条例項目比較、北広島市の条例（素案）イメージ図、条例（素案）の概要  
について説明。



## ■条例素案に対する各委員からの意見等

①委員：警察から一つお願いというか意見を述べさせていただきたいと思います。

今の説明の最後に北広島市の暴力団の排除の推進に関する条例素案が載っておりますが、市町村暴力団排除条例モデル案と見比べますと、左側の一番下に「青少年に対する教育のための措置」とありますが、市の素案ではこの部分が完全に欠落しています。これは、おおまかには道の条例には載っております。資料5の北海道条例の第5章に「青少年の健全な育成を図るための措置」ということで、19条と20条に載っております。道条例に載っているから市の条例には細かくいらぬという認識かもしれませんが、道条例はあくまでもおおまかです。

先ほどの資料の比較の中で、青少年の指導に対する措置については、札幌市、石狩市、名寄市、士別市は条例に盛り込んでいないとなっておりますけれども、道警で持っている資料では今現在、10月15日までで137市町村で条例が制定されているのですが、この中には青少年に対する指導は組み込まれていると、本部に照会しましたらそういう回答がありました。

これを入れ込むと、学校や教育委員会で一生懸命に取り組まなければならないということで煩わしいことになるという意識が働いている感も受けますけれども、実は道警本部の暴力担当課や生活安全課などの専門課が学校などに行って指導しますので、この条例の中に青少年に対する教育に関する事項を入れても皆様にご迷惑を掛けたり煩わすこともありません。

暴力団排除に対する教育あるいは薬物乱用ですとか、目的は子供たちを暴力団に入れない、周辺に置かないことです。構成員はもとより、準構成員が今一番危ない。準構成員の中に青少年の不良とか中学生や高校生を巻き込んでいるということがありますので、中学校のうちから道警の専門官がそういう所に行って暴力排除や薬物乱用に関する教育をしたいので、道警本部では、条例に青少年に対する教育に関することを入れて欲しいという希望がありますので意見させていただきました。

◇事務局：私ども担当としては青少年の関係を条例に盛り込んでいたのですが、法制担当と協議した結果、道条例にきちんと謳っているので入れなくても良いのではないかという判断になりました。今、委員がおっしゃったように、道条例はありますけれども入れたほうが良いということであれば、条例の文言は道警が示しているモデルのとおりになるかはわかりませんが、盛り込むことについては法制担当と協議をして、今度の会議で示したいと考えております。

②委員：私も入れたほうが良いという意見です。一般的に青少年に対するそういうのは入れたほうが良いかなと思います。個別に入れておけば問題ないという気がします。

③委員：〇〇委員のほうから意見がありましたが、私としても入れていただいたほうが良いと思います。今、薬物の色々な問題が出てきて、しばらく前まではああいうものが

あること自体知らなかった訳ですけれども、これから何が出てくるかわからない情勢下にありますので、そうであれば入れておいたほうがベストではないかと考えています。

④委員：私の知り合いにも準構成員から覚せい剤を打たれて、そういう道に引っ張られてしまった女性があります。彼女は準構成員になってはいないですけれども、そういう道に行ってしまった。その後、必死に厚生を頑張っている方々がいらっしゃるの、良し悪しをつけるのは教育の方面からも非常に重要だと思うので、私も入れて欲しいと思います。

⑤委員：今は複雑な世の中になってきていまして、中学生時代から、そういう道に走らないように日頃から教育していくのが警察の仕事であったりする訳で、是非これは入れておくべきだと思います。

◇事務局：この項目につきましては、各委員のご意見を入れる方向で検討してまいりたいと思います。

⑥委員：条例素案第2条の暴力団員とはという定義ですが、最初に暴力団の構成員は2,050人で、準構成員は810人という説明があったのですが、この第2条の暴力団の中には準構成員も含まれるという解釈でよろしいのでしょうか。

◇事務局：国の暴力団の定義の中では、その団体の構成員（その他の構成団体の構成員を含む）ということで、準構成員も構成員に含まれています。

⑦委員：暴力団と言われてもわからないのですが、よくこの辺で大声を張り上げていらっしゃる方がいて、その人が暴力団員なのかどうかわかりませんが、暴力団員とはなっていないけれども暴力に近いことをしている人たちは、この中には入れられないのでしょうか。

⑧委員：それは素行不良者といって、暴力団員とは別物です。

札幌市は既に暴力団の排除条例を制定していますので札幌市には入り込めない。だから今、北広島市に入ってくるのをくい止めるために、暴力団排除条例を早めに制定したほうが良いです。輪厚工業団地の建設も始まりますので、入札などにも入り込ませないようにという意味で。

◇事務局：この条例は暴力団にしか適用されない条例です。不良者には該当しません。

⑨委員：素行不良者には、愚連隊防止条例という法律がありまして、そういうもので取り締まります。公衆に著しく迷惑を及ぼし広域関連を罰する条例というのがあります。この辺で暴れてどうしようもないという時には、その条例で取り締まります。

⑩委員：この条例を作ることは全く異論はないのですが、事業者レベルですと警察と連絡を取りながら誰が暴力団なのか、どういう団体が暴力団なのかある程度識別するだけの能力があると思います。ただ、市民レベルになると、誰が暴力団員なのか、あるいはどういう人が暴力団なのか全くわかりません。ですから、ちょっと不良っぽい人がいると、彼は暴力団員じゃないかという目で見ると精いっぱい、そのたびに警察に聞くとか、次のアクションが起こりにくいと思います。条例を作るのは良いのですが、一般市民レベルではわかりにくいという感想を持ちます。

⑪委員：右翼はこの条例には入らないですね。

⑫委員：右翼は暴力団とは別物です。

⑬委員：第 7 条公共事業等に係る措置について教えてください。市が発注する時に、請け負う事業者が暴力団であるかどうかというのは、どのようにわかるのでしょうか。

◇事務局：市が工事等を行う前に、業者は事前に業者登録をしなければなりません。業者登録の要領というものがありまして、そこには「暴力団でないこと」とあります。それから入札時の心得という様式がありますが、その中にも入札の参加資格の中には「暴力団でないこと」となっています。実際に入札して落札した業者とは契約書を交わす訳ですけれども、そういったことに偽りがあった場合には落札者であっても取り消しをするなど市では契約書に謳っています。市では、そういった措置を実は既に講じています。

⑭委員：例えば、市庁舎の建設があるとして、北広島市の暴力団排除に関する条例の中では企業に対する措置でこのように書いてあるけれども、事業者が「隠していればわからないだろう」と思えば一時的には入り込めるということですね。

◇事務局：基本的には、先ほど主査が言いましたように入札等の業者登録の契約事項の中で「暴力団もしくは暴力団員でないこと」と明記されています。ですので、その時点で暴力団だと明確になった場合には排除できると思います。ただ、委員がおっしゃったように表面的な部分で全く暴力団と認識できない業者であれば、当然契約も履行されます。しかし、その後その業者が暴力団もしくは暴力団に関係する者がいる場合には、その時点で排除はできると思います。ですから、暴力団関係者が手をあげたとしても排除できる条項にはなっています。

◇事務局：資料 5 で北海道の暴力団排除の推進に関する条例があります。先ほどから第 4 条の「市の役割」からご質問が出ていますが、北海道の条例では当然ですが「道民」という標記であり、事業者も「道」の関係で出ているのですけれども、北広島市の公共事業の部分も道と同じ謳い方をしております。「市民」のところを「道」に替えれば道の条例と同じになりますし、事業者の役割のところも表現的には道だけではなくて市も同じ条例を作って規制するという中身になっていますので、基本的には条例上は道も市も変わらないというかたちになります。

⑮委員：参加資格の調査というのは、業者登録の場合に裏で審査するということはないのですか。

◇事務局：指名願いを年に 1 回出していただいて、その中で資本金だとか構成だとかを書いていただいて審査するわけですが、その書面では暴力団の構成員がいるかどうかははっきりとわからないと思います。ただ、規制されている中で明確になってくるものもあると思います。それと、一覧表が出来た段階で警察に照会をかけています。

⑯委員：暴力団に入口の段階で、この条例ではこの市には入れないと思わせるか、またはこの条例なら俺らがかすめてもいけるぞと思われるか。

総括的な排除措置ですとか、具体的な排除措置だとかを条例の一番頭につけておけば、暴力団はそれを見て、「このまちは意識が高すぎる。俺らは入り込めない。」と門前払いできます。そうすれば二度手間にならなくて済むということはあるけれども、今の話を聞きますと 2 段階目できちんと排除できるので大丈夫だということですね。

⑰委員：警察の審査があるのは良いですけども、業者の中には普通、作業員がいますので、その中に準構成員等がいることが後から発覚した場合にはどうなるのですか？

◇事務局：事業者が今後入札に参加できないという指名停止処分になります。ですから、事業者の責任になってきます。市としても、下請けの下請けの下請けが行っている部分に関しては確認が難しい部分があるのですが、それが発覚したら、事業者が公共工事の指名停止となるということで、事業者に注意することになっていると思います。

⑱委員：第 8 条公共施設に係る措置について質問ですが、暴力団が市営住宅に入居する時には何かあるのですか。

◇事務局：市営住宅に関しては入居の関係で暴力団は入居させません。それも警察のほうと照会しながら、市営住宅の入居の規定に入っています。地区センター等についても暴力団等には使用させないとあります。

■会長：第1条から第13条まで、1条毎に条文の表記について確認。  
(各委員より、この素案の表記で概ね良いと了承された。)

■事務局から

次回の開催について、11月11日頃を考えています。後程皆様のご都合を調整して開催日をご連絡したいと思います。

■会長から

第1条から第13条までの審議が終わりました。色々ご意見も出ましたが、事務局で検討いただいて、また実際の取り組みの中で何らかのかたちで生かしていただければと思います。

長時間にわたりまして、熱心に協議をしていただきました。これからもこの北広島市が犯罪のない安心で安全なまちになるよう皆さまと力を合わせていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

■事務局から

皆さんからいただきましたご意見等については、事務局で整理させていただき、次回の推進会議で示したいと思います。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。